

第1850号
令和6年11月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

(民事)

- 検察官による取調べの録音録画記録媒体が法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例
(令和6年(許)第5号・令和6年10月16日 第二小法廷決定 破棄自判)
- 文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しても強制執行をすることができる
(令和6年(許)第1号・令和6年10月23日 第三小法廷決定 破棄差戻し)
- 大学の教員の職が大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとされた事例
(令和5年(受)第906号・令和6年10月31日 第一小法廷判決 破棄差戻し)

1

◎記事

9

- 令和6年秋の勳章受章者
- 令和6年秋の藍綬褒章受章者
- 令和6年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰
- 令和6年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰
- 人事異動(10月23日～10月26日)



裁判例

民事

◎ 檢察官による取調べの録音録画記録媒体が法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例

件名 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年(許)第5号

令和6年10月16日 第二小法廷決定 破棄自判

抗告人 X

相手方 国

原審 大阪高等裁判所

主文

- 1 原決定中、別紙目録記載の部分に関する部分を破棄し、同部分につき相手方の抗告を棄却する。
- 2 原々決定主文第1項及び1頁25行目に「A」とあるのをいずれも「A」と更正する。
- 3 抗告手続の総費用は相手方の負担とする。

理由

抗告代理人中村和洋、同渡邊春菜の抗告理由について

1 抗告人は、複数の者が共同して実行したとされる学校法人明淨学院を被害者とする大阪地方検察庁の捜査に係る業務上横領事件（刑訴法301条の2第1項3号に掲げる事件。以下「本件横領事件」という。）の被疑者の1人として逮捕、勾留され、本件横領事件について起訴されたが、無罪判決（以下「本件無罪判決」という。）を受け、これが確定した者である。本件の本案訴訟（大阪地方裁判所令和4年（ワ）第2537号損害賠償請求事件。以下「本件本案訴訟」という。）は、抗告人が、上記の逮捕、勾留及び起訴が違法であるなどと主張して、相手方に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるものである。

本件は、抗告人が、検察官がAを本件横領事件の被疑者の1人として取り調べる際にAの供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体（以下「本件記録媒体」という。）等について、民訴法220条3号所定の「挙証者と文書の所持者と

の間の法律関係について作成されたとき」（以下、同号のこの部分を「民訴法220条3号後段」といい、この場合に係る文書を「法律関係文書」という。）に該当するなどと主張して、文書提出命令の申立て（以下「本件申立て」という。）をした事案である。本件では、本件記録媒体であって相手方が所持するもののうち、抗告人に係る本件横領事件の公判（以下「本件刑事公判」という。）において取り調べられなかった別紙目録記載の部分（以下、この部分を「本件公判不提出部分」、本件刑事公判において取り調べられた部分を「本件公判提出部分」とい、両者を併せて「本件対象部分」という。）について、相手方が同号に基づく提出義務を負うか否かなどが争われている。

2 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 本件横領事件は、概要、明淨学院の理事長であったB、不動産の売買等を事業内容とする会社の代表取締役を務めていた抗告人及びAほか数名が、共謀の上、明淨学院を売主とする土地の売買契約の手付金として支払われた21億円をBが明淨学院のために業務上預かり保管中、これを同人らの用途に充てる目的で横領したというものであった。Bは、抗告人から第三者を通じて貸金18億円を受領し、これによって明淨学院の経営権を取得した後、上記手付金をもって上記貸金を返済したとされており、本件横領事件では、抗告人とB及びAらとの共謀の有無に関連して、抗告人が貸付先をB個人又は明淨学院のいずれと認識していたのかという点が問題となった。

Aは、本件横領事件の被疑者として、令和元年12月5日に逮捕され、同月6日に勾留されたところ、逮捕された後の当初の取調べでは、抗告人に対して上記貸金の貸付先がB個人であるとの説明はしておらず、その用途は明淨学院の再建費用であると説明した旨の供述をしていたが、同月9日以降の取調べでは、抗告人に対して貸付先がB個人であることを説明した旨の供述（以下「本件供述」という。）をするようになった。

抗告人は、本件横領事件の被疑者として、同月16日に逮捕され、同月17日に勾留された後、同月25日に本件横領事件について起訴された。本件刑事公判において、Aは、抗告人に対して貸付先がB個人であることを説明した旨の証言をしたが、その証言内容の信用性が争われ、本件記録媒体のうち同月9日の取調べに係る約50分間の部分（本件公判提出部分）が取り調べられた。令和3年10月28日に本件無罪判決が言い渡され、その理由中において、上記証言内容は信用することができない旨の判断が示された。

(2)ア 抗告人は、令和4年3月、本件本案訴訟に係る訴えを提起した。

抗告人は、本件本案訴訟において、C検事が取調べ中にAを脅迫するなどの言動をしたため、AはC検事に迎合して虚偽の本件供述をするに至ったものであつて、本件供述には信用性がなく、抗告人にはその逮捕当初から本件横領事件の嫌疑が認められない旨を主張し、C検事の上記言動のうち、非言語的要素（人の言動のうち、口調、声の大きさ、表情、身振り等の非言語的なものをいう。以下同じ。）として、大きな音が響き渡る強さで机を叩いたこと、Aを大声で怒鳴りつけたこと等を指摘し、相手方に本件記録媒体及びその反証書面を証拠として提出することを求めた。これに対し、相手方は、逮捕当初は抗告人をかばう供述をしていたAが、C検事の説得によって真実である本件供述をするに至ったと評価することが十分可能であるなどと主張し、本件記録媒体の一部分の反証書面（以下「本件反証書面」という。）を証拠として提出したが、本件記録媒体は提出しないとの意向を示した。なお、本件反証書面には、C検事の言動のうち非言語的要素についても、その一部を言語的に表現したものが記載されている。

抗告人は、同年12月、本件申立てをした。抗告人は、本件対象部分により証明すべき事実について、C検事のAに対する取調べの具体的な状況及び内容（以下「本件要証事実」という。）であるとしている。

イ 抗告人は、本件申立てに先立ち、Aが本件供述をしたこと等により抗告人をえん罪に陥れたなどと主張して、Aに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。令和5年3月、上記訴えに係る訴訟において、抗告人とAとの間で、Aが、本件本案訴訟において本件記録媒体が証拠採用されることを前向きに検討し、反対しないことを確認し、抗告人が、本件記録媒体中のAの顔にモザイクをかけ、声を加工し、プライバシー情報を出さず、報道機関に実名報道を避ける旨を申し入れるなど、Aのプライバシーの保護に最大限配慮することを確認すること等を内容とする訴訟上の和解（以下「本件和解」という。）が成立した。

(3) 原々審は、令和5年9月、相手方に本件対象部分の提出を命じ、その余の本件申立てを却下する決定（原々決定）をした。原々審は、本件公判不提出部分の取調べの必要性について、本件供述の信用性の判断においては、C検事の言動のうち非言語的要素も重要であり、これが客観的に記録されている本件公判不提出部分は、本件要証事実との関係で最も適切な証拠であつて、本件反証書面や人証によって代替することは困難であるから、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いとした。

相手方は、原々決定に対し、即時抗告をした。

3 原審は、相手方に本件公判提出部分の提出を命

すべきものとする一方、要旨次のとおり判断し、本件申立てのうち本件公判不提出部分に係る部分を却下した。

抗告人は、本件刑事公判において本件記録媒体の複製物の提供を受け、これによりAの取調べにおけるC検事の言動を把握した上で、本件本案訴訟において上記言動について具体的な主張立証を行っているところ、抗告人の主張するC検事の言動について、相手方はおおむね争わないとしており、当事者間に争いがあるのは、重要とはいひ難いものを除けば、C検事がAを恫喝したかどうかといった発言内容が重視されるものに限られる上、これについても本件公判提出部分や本件反証書面を取り調べることによって推認することができるから、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いものではない。また、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出された場合には、これが抗告人側から報道機関等を通じて広く公開される可能性があるところ、Aが本件和解によって本件記録媒体に含まれる自己の名誉やプライバシーといった権利利益の全部を真意に基づいて放棄したことなどとみることはできず、本件公判不提出部分が提出されることによってAの名誉、プライバシーが侵害されるおそれがないとはいえない。以上に照らすと、本件公判不提出部分の提出を拒否した相手方の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとまではいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件の経緯に照らせば、本件供述は、抗告人が本件横領事件について逮捕、勾留及び起訴されるに当たり、その主要な証拠と位置付けられていたということができるところ、本件公判不提出部分は、検察官のAに対する取調べの過程を客観的に記録したものであること等からすると、抗告人と相手方との間において、法律関係文書に該当するといいうことができる。

(2) 刑訴法47条は、その本文において、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定し、そのただし書において、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と規定しているところ、本件公判不提出部分は、同条により原則的に公開が禁止される「訴訟に関する書類」に当たることが明らかである。

ところで、同条ただし書の規定によって「訴訟に関する書類」を公にすることを相当と認めることができるか否かの判断は、当該「訴訟に関する書類」が原則として公開禁止とされていることを前提として、これを公にする目的、必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシー

の侵害、捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情を総合的に考慮してされるべきものであり、当該「訴訟に関する書類」を保管する者の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。そして、民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、上記「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当である（最高裁平成15年（許）第40号同16年5月25日第三小法廷決定・民集58巻5号1135頁等参照）。このことは、当事者が提出を求めるものが、検察官の取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録した記録媒体であったとしても異なるものではない。

(3)ア これを本件についてみると、本件本案訴訟においては、抗告人が、AはC検事がAを脅迫するなどの言動をしたためにC検事に迎合して虚偽の本件供述をした旨を主張するのに対し、相手方が、AはC検事の説得により真実である本件供述をしたと評価し得る旨を主張して、Aが本件供述をするに至ったことに対するC検事の言動の影響の有無、程度、内容等が深刻に争われている。しかるところ、本件公判不提出部分には、C検事の言動がその非言語的要素も含めて機械的かつ正確に記録されているのであるから、本件本案訴訟の審理を担当する原々審が、本件公判不提出部分は本件要証事実を立証するのに最も適切な証拠であり、本件反訳書面や人証によって代替することは困難であるとして、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いと判断したことには、一応の合理性が認められ、このような原々審の判断には相応の配慮を払うことが求められるというべきである。

原審は、抗告人が主張するC検事の言動のうち当事者間に争いがあるものは、発言内容が重視されるものに限られる上、当該言動についても本件公判提出部分や本件反訳書面の取調べにより推認することができるとして、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いものではないと判断している。しかしながら、Aが本件供述をするに至ったことに対するC検事の言動の影響の有無、程度、内容等を受訴裁判所が判断するに当たって検討の対象となるのは、抗告人の主張に

おいて言語的に表現されたC検事の個々の言動に限られるものではなく、証拠に現れるC検事の言動の全てが上記の検討の対象となるものである。そして、C検事の言動がその非言語的要素も含めて機械的かつ正確に記録された本件公判不提出部分は、C検事の言動について、本件反訳書面や人証と比較して、格段に多くの情報を含んでおり、また、より正確性が担保されていることが明らかであるし、本件公判提出部分を取り調べることによって、本件公判不提出部分に係るC検事の言動のうち本件反訳書面に現れていないものを検討する必要がなくなると解すべき事情もうかがわれない。そうすると、この点について、原審の上記判断は合理的なものとはいえない。

そして、上記のとおり、原々審の上記判断には相応の配慮を払うことが求められることも踏まえると、原々審の上記判断のとおり、本件公判不提出部分を取り調べる必要性の程度は高いとみるのが相当である。

イ また、抗告人とAとの間に本件和解が成立し、本件和解において、Aが本件記録媒体の証拠採用に反対せず、抗告人もAのプライバシーの保護に最大限配慮することを明確に合意しているなどの本件の事実関係の下では、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されること自体によって、Aの名誉、プライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めることはできない。これに加えて、本件横領事件に関与したとされる者のうち、抗告人については無罪判決が確定し、抗告人以外の者について捜査や公判が続けられていることもうかがわれないことからすれば、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されることによって、本件横領事件の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないし、将来の捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害が発生することを具体的に想定することもできない。

ウ 以上の諸事情に照らすと、本件公判不提出部分の提出を拒否した相手方の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものというべきである。

5 以上と異なる原審の前記3の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定のうち本件公判不提出部分に係る本件申立てを却下した部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、相手方に本件公判不提出部分の提出を命じた原々決定は正当であるから、上記部分につき相手方の抗告を棄却することとする。

なお、原々決定には明白な誤りがあるから、職権により主文第2項のとおり更正する。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官三浦守、同草野耕一の各補足意

見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

1 刑事手続においては、被告人又は弁護人等が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠（以下「開示証拠」という。）に係る複製等を、当該被告事件の審理の手続等に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は掲示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならないものとされ、その違反行為に対する刑事罰が設けられるなど、開示証拠の複製等の適正管理等を確保するための規律が定められている（刑訴法281条の3～281条の5）。これは、開示証拠の複製等が管理の適正を欠き第三者に流出したり、本来の目的以外の目的で使用されたりすると、罪証隠滅や証人威迫、関係者の名誉やプライバシーの侵害、捜査又は裁判に対する不当な影響等の弊害が生ずるおそれがあることによるものと解される。開示証拠が公判廷で取り調べられた場合でも、その複製等がインターネット等を通じて広く公開されるなどすれば同様の問題が生ずるおそれがあり、同じ規律が適用される。開示証拠の複製等を民事訴訟において使用することも、目的外使用に当たるため、これを民事訴訟で利用するためには、文書提出命令、文書送付嘱託等の手続によることになる。

民事訴訟の当事者が、民訴法220条3号後段の規定に基づき、開示証拠に係る文書の提出を求める場合も、これを保管する者の裁量的判断において、当該文書の提出による弊害に関し、それがインターネット等を通じて広く公開される可能性等を考慮することは、刑事手続における上記規律の趣旨に沿うものである。この場合、個人の名誉やプライバシーに関する弊害については、民事訴訟における当該文書の取扱いに関する当該個人の意向等の事情も考慮されることになろう。

2 本件公判不提出部分の提出についてみると、本件記録媒体に係る供述人と抗告人との間の本件和解において、本件記録媒体が証拠採用されることに関する合意があり、その内容を踏まえると、本件公判不提出部分が証拠として提出されること自体によって、当該供述人の名誉やプライバシーに関する弊害のおそれがあるとは認められず、その取扱いは、関係者において適切になされるべき問題と考えられる。他に、本件公判不提出部分の提出による弊害のおそれがあると認められる具体的な事情があるともいい難い。

裁判官草野耕一の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見の結論及び理由の全てに賛成するものであるが、法廷意見が、本件公判不提出部分が本件本案訴訟において提出されること自体によってAの名誉やプライバシーが侵害されることによる弊害が発生するおそれがあると認めるることはできないとした点につ

いて補足して意見を述べておきたい。

1 上記の点に関する原審の立論は現代契約社会を規律している諸法理とは相容れないものである。そう考える理由を、以下2点に分けて敷衍する。

第一に、原審は、Aが本件和解によって自己の名誉やプライバシーを「真意に基づいて」放棄したとみることはできないと述べている。しかしながら、Aは同人の代理人である弁護士も関与している訴訟手続の中で本件和解に同意しており、本件和解の規定も、抗告人に対して、単にプライバシーの保護に最大限配慮することを求めるだけでなく、「①顔のモザイク、②声の加工、③プライバシー情報を出さないこと、④報道機関に実名報道を避ける旨を申し入れること等」の具体的措置を執ることを求めるなど十分に詳細なものとなっている（なお、本件和解上抗告人が負っている債務を総称して、以下「本件諸債務」という。）。原審は、本件和解に先立って抗告人がAに対して「1億1000万円もの損害賠償を請求」していたことをもってAの真意を疑うことの根拠の一つとしているようであるが、抗告人が、多額となり得たかもしれない損害賠償請求権のほとんど全てを放棄するという代償を支払ってAと本件和解を締結するに至ったことは本件和解がAの真意に基づくものであることを補強する事実でこそあれ、それを否定する根拠とはなり得ないといふべきである（Aにとって本件和解に応じることは「不本意」であったかもしれないが、不本意であることと真意でないことは別論である。）。

第二に、原審は、Aが、本件和解によって自己の名誉やプライバシーに関する権利利益を「全て放棄した」とみることはできないとも述べている。確かに、本件和解の中に名誉やプライバシーを放棄するという文言がないことは事実である。しかしながら、Aは本件和解において、（本件公判不提出部分を含めて）本件記録媒体が本件本案訴訟において証拠採用されることについて明示的に同意しており（「反対しない」という文言は本件和解の文脈においては「同意する」ということと同義であるとしか解し得ない。）、一方、本件記録媒体が証拠採用されれば、（たとえ抗告人が本件諸債務を遵守したとしても）一定の限度でAの名誉やプライバシーが脅かされることは必然の結果といえる。これを要するに、本件記録媒体を証拠採用することにAが同意したということは、それによって必然的にもたらされる同人の名誉やプライバシーへの侵害を同人は（「放棄した」という表現が適切であるか否かは別論として）容認したことを意味するものと解すべきである。

2 刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」の提出を受けた民事訴訟の当事者がこれを報道機関に提供

することを禁じる規定は民訴法上存在しない。その結果、本件においても、抗告人が本件公判不提出部分を報道機関に提供するようなことになれば、それによってAの名誉やプライバシーが新たに侵害されるおそれがないとはいえない。法廷意見がこの問題を取り上げていないのは、この点が本件の結論に影響を及ぼすものではないという点において裁判官全員の意見の一致をみたからであるが、本補足意見においては、この点に関する私の意見を詳らかにしておきたい。

思うに、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」を公にすることの相当性を考えるに当たっては、それが法廷において用いられることによって生じる当事者や関係者の名誉やプライバシーの侵害のおそれのみならず、それが法廷外において公開されてしまうことによって生じる当事者や関係者の名誉やプライバシーの侵害のおそれについても斟酌することが必要な場合もあるであろう。しかしながら、本件事案は、この問題を、抗告人とAの間の民事上の権利関係の問題として処理することが可能かつ適切な事案であると思料する。そう考える理由を、以下2点に分けて敷衍する。

第一に、本件和解の内容やそれが締結されるに至った経緯あるいは本件をめぐる報道機関の関心の高さから考えて、Aは証拠調べを終えた本件公判不提出部分が報道機関に提供される場合があり得ることを認識していたことがうかがえる。そうである以上、Aは、抗告人が本件諸債務を遵守するという条件の下で、法廷での証拠調べを終えた本件公判不提出部分を報道機関に提供することをも容認していたと解する余地があり、一方、仮に本件和解上本件公判不提出部分を報道機関に提供することが容認されていないと解し得るとすれば、それにもかかわらず抗告人が報道機関に本件公判不提出部分を提供した場合、Aは本件和解についての契約違反を理由として民事上の救済措置を求めることができる（なお、Aは証拠調べを終えた本件公判不提出部分を報道機関への提供以外の方法を用いて公開することについても容認していたと解する根拠は見出しづらい。）。

第二に、本件和解が証拠調べを終えた本件公判不提出部分の報道機関への提供を容認したと解し得るとしても、その結果派生的に起こり得る様々な事態について抗告人とAが本件和解上いかなる権利・義務を負うかはいさか不分明であるといわざるを得ない。しかしながら、この問題についても、本件和解の解釈問題として当事者間の民事上の権利義務関係を確定することによって解決が可能である。もとより、名誉やプライバシーは人権又はこれに準じる利益として最大限尊重されるべきものであるから、状況如何によっては契約違反に対する民事上の救済があるだけでAの名誉や

プライバシーの保護を全くできない事態の発生が考えられなくもないが、本件和解を訴訟上の和解として成立させた代理人弁護士がそのような事態が起こることがないようにかかるべき配慮を尽くすことを期待する次第である。

（裁判長裁判官 草野耕一 裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明）

（別紙）

目録

検察官のAに対する取調べにおいてAの供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体のうち、次の(1)から(5)までの日時の部分

- (1) 令和元年12月6日午後7時17分から午後1時2分まで
- (2) 令和元年12月7日午後5時20分から午後9時25分まで
- (3) 令和元年12月8日午後5時20分から午後8時24分まで
- (4) 令和元年12月9日午後5時17分から午後8時21分まで（ただし、午後5時39分47秒から午後6時27分58秒までを除く。）
- (5) 令和元年12月12日午後6時4分から午後9時52分まで

◎文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができる

件名 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年(許)第1号

令和6年10月23日 第三小法廷決定 破棄差戻し

抗告人 国立大学法人京都大学

相手方 Y

原審 大阪高等裁判所

主文

原決定を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理由

抗告代理人豊田幸宏の抗告理由について

1 本件は、抗告人が、文化功労者年金法所定の文化功労者である相手方を債務者として、相手方の第三債務者国に対する同法に基づく年金（以下「本件年金」という。）の支給を受ける権利について仮差押命令の申立て（以下「本件申立て」という。）等をした事案である。

2 原審は、文化功労者自身が現実に本件年金を受領しなければ本件年金の制度の目的は達せられないから、本件年金の支給を受ける権利は、その性質上、強制執行の対象にならないと解するのが相当であり、上記権利に対しては強制執行をすることができないというべきであると判断し、上記権利の仮差押えを求める本件申立ては理由がないとして、これを却下した。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

文化功労者年金法は、1条において、同法は文化の向上発達に関し特に功績顕著な者（文化功労者）に本件年金を支給し、これを顕彰することを目的とする旨を、3条1項において、文化功労者には、終身、本件年金を支給する旨を、同条2項において、本件年金の額は、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するのにふさわしいものとなるようしなければならない旨をそれぞれ定めているところ、同法その他の法令において、本件年金の支給を受ける権利に対して強制執行することはできない旨を定めた規定は存しない。そして、文化功労者年金法の上記の各定めによれば、本件年金は、文化功労者の功績等を世間に知らせ、表彰することを目的として支給されるものと解される。そうすると、国が文化の向上発達に関し特に功績顕著な者

を文化功労者として決定することにより、その者に本件年金の支給を受ける権利が認められることで、上記の表彰の目的は達せられるものといえ、その者が現実に本件年金を受領しなければ上記目的が達せられないとはいえない。したがって、本件年金の支給を受ける権利は、その性質上、強制執行の対象にならないと解することはできない。

以上によれば、本件年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができるというべきである。

4 以上と異なる見解の下に、本件申立てを却下した原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 林道晴 裁判官 宇賀克也 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博）

◎大学の教員の職が大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとされた事例

件名 地位確認等請求事件

最高裁判所令和5年(受)第906号

令和6年10月31日 第一小法廷判決 破棄差戻し

上告人 学校法人羽衣学園

被上告人 X

原審 大阪高等裁判所

主文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人原英彰、同右田圭吾、上告復代理人有簗和茂の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人との間で期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結し、上告人の設置する大学の教員として勤務していた被上告人が、労働契約法18条1項の規定により、上告人との間で期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）が締結されたなどと主張して、上告人に対し、労働契約上の地位の確認及び賃金等の支払を求める事案である。これに対し、上告人は、被上告人が就いていた職が大学の教員等の任期に関する法律（以下「任期法」という。）4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たり、無期労働契約が締結されたことにはならないなどと主張して争っている。

2 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 任期法5条1項は、学校法人は、その設置する大学の教員について、同法4条1項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる旨を規定し、同項1号は、「先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき」を掲げている。

労働契約法18条1項前段は、通算契約期間が5年を超える労働者が、使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす旨を規定し、任期法7条1項は、同法5条1項の規定による任期の定めがある労働

契約を締結した教員の当該労働契約に係る労働契約法18条1項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは、「10年」とする旨を規定している。

(2) 上告人は、羽衣国際大学（以下「本件大学」という。）を設置する学校法人である。

上告人は、平成24年12月、本件大学の人間生活学部人間生活学科生活福祉コース（以下、単に「生活福祉コース」という。）の4名の専任教員のうちの1名の退任に伴い、その後任となる専任教員を募集した。上告人は、その際、介護福祉士等の資格を有し、当該資格取得後5年以上の実務経験を有することを応募条件とし、初回の契約期間は3年で、更新は1回に限るものとしていた。

(3) 被上告人は、上記の募集に応じ、平成25年3月4日、上告人との間で、契約期間を同年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とし、専任教員として勤務する旨の労働契約（以下「本件労働契約」という。）を締結した。被上告人は、平成25年4月1日から生活福祉コースの講師の職（以下「本件講師職」という。）に就き、介護福祉士の養成課程に係る演習、介護実習、レクリエーション現場実習、論文指導、卒業研究といった授業等を担当し、知識と技術等の教授に当たった。本件大学に係る教員の任期に関する規則には、任期法5条1項の規定により任期を定めて雇用する教員として、人間生活学部の講師が掲げられていた。

(4) 被上告人と上告人は、平成28年4月1日頃、契約期間を同日から平成31年3月31日までの3年間とし、再度の更新をしないものとして、本件労働契約を更新した。

(5) 被上告人は、平成30年11月4日、上告人に対し、本件労働契約の契約期間が満了する日の翌日から労務が提供される無期労働契約の締結の申込みをした。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断し、本件労働契約は任期法7条1項所定の労働契約には当たらないとした上で、労働契約法18条1項の規定により、被上告人と上告人との間で無期労働契約が締結されたとして、被上告人の地位確認請求を認容し、賃金等の支払請求の一部を認容した。

上告人において、本件講師職に就く者を定期的に入れ替えることが合理的といえる具体的な事情は認められず、むしろ安定的に確保することが望ましいといえること、被上告人が担当していた授業等の内容に照らすと本件講師職には介護分野以外の広範囲の学問に関する知識や経験は必要とされず、担当する職務に研究の側面は乏しいといえることからすると、本件講師職が任期法4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たる

ということはできない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

任期法は、4条1項各号のいずれかに該当するときは、各大学等において定める任期に関する規則に則り、任期を定めて教員を任用し又は雇用することができる旨を規定している（3条1項、4条1項、5条1項、2項）。これは、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与するとの任期法の目的（1条）を踏まえ、教員の任用又は雇用について任期制を採用するか否かや、任期制を採用する場合の具体的な内容及び運用につき、各大学等の実情を踏まえた判断を尊重する趣旨によるものと解される。そして、任期法4条1項1号を含む同法の上記各規定は、平成25年法律第99号により労働契約法18条1項の特例として任期法7条が設けられた際にも改められず、上記の趣旨が変更されたものとも解されない。そうすると、任期法4条1項1号所定の教育研究組織の職の意義について、殊更厳格に解するのは相当でないというべきである。

前記事実関係によれば、生活福祉コースにおいては、被上告人を含む介護福祉士等の資格及びその実務経験を有する教員により、介護実習、レクリエーション現場実習といった授業等が実施されており、実務経験をいかした実践的な教育研究が行われていたということができる。そして、上記の教育研究を行うに当たっては、教員の流動性を高めるなどして最新の実務経験や知見を不斷に採り入れることが望ましい面があり、このような教育研究の特性に鑑みると、上記の授業等を担当する教員が就く本件講師職は、多様な知識又は経験を有する人材を確保することが特に求められる教育研究組織の職であるというべきである。

したがって、本件講師職は、任期法4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たると解するのが相当である。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、その余の点について更に審理を尽くさせるため、同部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡 正晶 裁判官 安浪亮介 裁判官
堺 徹 裁判官 宮川美津子)

記事

◎令和6年秋の勲章受章者

別紙「令和6年秋の勲章受章者名簿」のとおり

◎令和6年秋の藍綬褒章受章者

別紙「令和6年秋の藍綬褒章受章者名簿」のとおり

◎令和6年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために特に顕著な功績のあった次の119人に対し、11月1日付けで表彰を行った。

別紙「令和6年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎令和6年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、家庭裁判所が補導を委託した少年の保護育成に長年尽力し、特に顕著な功績があった次の2人に対し、11月1日付けで表彰を行った。

別紙「令和6年度補導委託先において少年の補導に従事している者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎人事異動

定年退官

大阪簡易裁判所判事 立川唱寛
(10月23日)

依願退官

金沢家庭・地方裁判所判事 松井ひとみ
(10月25日)

定年退官

前橋地方・家庭裁判所高崎支部判事 松岡幹生
(10月26日)

令和6年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
裁判官 17名		
瑞宝重光章	元大阪高裁長官	井上 弘通
瑞宝重光章	元東京高裁判事・部総括	佐久間 邦夫
瑞宝重光章	元知財高裁所長	設樂 隆一
瑞宝重光章	元千葉地裁所長	柴田 寛之
瑞宝重光章	元東京高裁判事・部総括	高野 伸
瑞宝重光章	元横浜地裁所長	富田 善範
瑞宝重光章	元大阪地裁所長	並木 正男
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	林 圭介
瑞宝重光章	元大阪高裁判事・部総括	森 宏司
瑞宝中綏章	元熊本家裁所長	大泉 一夫
瑞宝中綏章	元新潟家裁所長	佐藤 道明
瑞宝中綏章	元前橋家裁所長	大工 強
瑞宝中綏章	元岐阜地・家裁所長	田村 眞
瑞宝中綏章	元神戸家裁所長	播磨 俊和
瑞宝中綏章	元東京高裁判事・部総括	水野 邦夫
瑞宝中綏章	元高松高裁判事・部総括	山下 寛
瑞宝中綏章	元高知地・家裁所長	吉田 肇

令和6年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
簡裁判事 9名		
瑞宝小綬章	元甘木簡裁判事	井原 登志郎
瑞宝小綬章	元大阪簡裁判事	大迫 隆二
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	小杉 正実
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	繁田 隆志
瑞宝小綬章	元横浜簡裁判事	鈴木 紅
瑞宝小綬章	元札幌簡裁判事	寺田 鉄朗
瑞宝小綬章	元大阪簡裁判事	松林 秀樹
瑞宝小綬章	元東京簡裁判事	山添 春樹
瑞宝小綬章	元名古屋簡裁判事	若山 正隆

令和6年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
----	------	----

一般職 13名

瑞宝中綬章	元最高裁大法廷首席書記官	佐藤 満
瑞宝小綬章	元名古屋高裁刑事首席書記官	上坂 功
瑞宝小綬章	元静岡家裁首席家裁調査官	古賀 正弘
瑞宝小綬章	元福岡高裁刑事首席書記官	清水 克彦
瑞宝小綬章	元仙台家裁首席家裁調査官	竹内 友二
瑞宝小綬章	元札幌高裁民事首席書記官	中山 訓伸
瑞宝小綬章	元宇都宮家裁首席家裁調査官	原 茂敏
瑞宝小綬章	元福岡家裁家事首席書記官	深町 眞弓
瑞宝小綬章	元札幌高裁刑事首席書記官	堀江 賢
瑞宝小綬章	元岡山家裁首席家裁調査官	柳沢 恒夫
瑞宝単光章	元東京高裁電話交換主任	石澤 美智子
瑞宝単光章	元鳥取地裁電話交換手	岡垣 敬子
瑞宝単光章	元最高裁経理局用度課副車庫長	溝口 亨

令和6年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
弁護士 21名		
旭日中綬章	元日本弁護士連合会副会長	相原 佳子
旭日中綬章	元日本弁護士連合会副会長	石原 真二
旭日中綬章	元日本弁護士連合会副会長	今川 忠
旭日中綬章	元日本弁護士連合会副会長	水中 誠三
旭日中綬章	元日本弁護士連合会副会長	若林 茂雄
旭日小綬章	元日本弁護士連合会理事	梅本 義信
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	太田 秀哉
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	片岡 義広
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	神谷 保夫
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	小松 初男
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	笹野 哲郎
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	鈴木 雄一
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	高橋 一郎
旭日小綬章	元日本弁護士連合会理事	武田 秀治
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	津村 政男
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	戸部 秀明
旭日小綬章	元日本弁護士連合会理事	浜田 敏
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	堀越 孝
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	松本 岳
旭日小綬章	元日本弁護士連合会常務理事	丸山 和貴
旭日小綬章	元最高裁司法研修所教官	横井 弘明

令和6年秋の勲章受章者名簿

勲等	主要経歴	氏名
調停委員 29名		
旭日小綬章	元大分家裁・別府簡裁調停委員 元日本弁護士連合会理事	麻生 昭一
旭日双光章	元福島家・地裁調停委員 元(公社)福島県宅地建物取引業協会副会長	森 惣兵衛
瑞宝双光章	大阪家裁調停委員	櫻原 紀子
瑞宝双光章	函館地・家裁調停委員	大村 まゆみ
瑞宝双光章	元佐賀地・家裁調停委員	門谷 健
瑞宝双光章	宮崎家裁調停委員	喜田 久美子
瑞宝双光章	函館家裁調停委員	木宮 由美子
瑞宝双光章	元釧路家裁調停委員	久保 利治
瑞宝双光章	元釧路地・家裁調停委員	後藤 政則
瑞宝双光章	元鹿児島地・家裁調停委員	税所 泰子
瑞宝双光章	元山形地・家裁調停委員	篠田 卓洋
瑞宝双光章	大津地裁調停委員	田村 文
瑞宝双光章	佐賀地裁調停委員	東島 伸代
瑞宝双光章	鹿児島家裁調停委員	徳留 政彦
瑞宝双光章	元水戸家・地裁調停委員	富松 孝枝
瑞宝双光章	鳥取地・家裁調停委員	長井 いずみ
瑞宝双光章	元松山地裁調停委員	長岡 一路
瑞宝双光章	鳥取地・家裁調停委員	名島 ゆかり
瑞宝双光章	大阪家裁調停委員	野木 美保
瑞宝双光章	元福岡家裁調停委員	平塚 明子
瑞宝双光章	福岡家裁調停委員	船津 法子
瑞宝双光章	元山形家・地裁調停委員	舟山 まり子
瑞宝双光章	水戸家裁調停委員	三浦 由美子
瑞宝双光章	岐阜家・地裁調停委員	宮崎 智子
瑞宝双光章	元釧路地・家裁調停委員	山口 浩司
瑞宝双光章	奈良家裁調停委員	山田 宜子
瑞宝单光章	広島家裁調停委員	福田 恵利子
瑞宝单光章	元鳥取地裁調停委員	前田 美智子
瑞宝单光章	熊本家裁調停委員	松本 芳子

総計 89 名

令和6年秋の藍綬褒章受章者名簿

所属	功労業務	氏名
元釧路家・地裁調停委員	調停委員	天内 道子
山形地裁調停委員	調停委員	江部 寛
元宮崎家・地裁調停委員	調停委員	大田 美代子
高松家裁調停委員	調停委員	大塚 京子
元富山家・地裁調停委員	調停委員	桶屋 泰三
千葉家・地裁調停委員	調停委員	加瀬 貞明
佐賀地・家裁調停委員	調停委員	川崎 渉
前橋家裁調停委員	調停委員	川本 順一
元長野家裁調停委員	調停委員	久保田 貴子
元千葉家裁調停委員	調停委員	坂井 由美
元東京地裁調停委員	調停委員	佐久間 豊
元札幌地・家裁調停委員	調停委員	園部 尚子
名古屋家裁調停委員	調停委員	高津 律子
元札幌家裁調停委員	調停委員	塚田 厚子
元佐賀家裁調停委員	調停委員	藤佐 美幸
元岡山家裁調停委員	調停委員	徳永 旭生
元津家・地裁調停委員	調停委員	中山 美江
元名古屋家裁調停委員	調停委員	橋詰 玲子
山形地・家裁調停委員	調停委員	早坂 伊兵衛
広島家裁調停委員	調停委員	檜垣 雅子
元奈良家・地裁調停委員	調停委員	船木 希容子
元広島地裁調停委員	調停委員	古石 由紀子
鹿児島家・地裁調停委員	調停委員	古城 るり子
元佐賀家裁調停委員	調停委員	松永 恵子

所属	功勞業務	氏名
元山口家裁調停委員	調停委員	向江 淳子
甲府家裁調停委員	調停委員	山崎 千里
元旭川家・地裁調停委員	調停委員	吉田 素子
元大分家・地裁調停委員	調停委員	渡邊 紀志子

計 28 名

令和6年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

所 属	氏 名
金沢家	青 森 達 彦
大分地 中津支 中津簡 大分家 中津支	赤 松 美 子
那覇地 那覇簡	赤 嶺 和 子
横浜家 川崎支	秋 山 明
長野地 松本支 松本簡	荒 井 健 治
大津地 長浜支 長浜簡 大津家 長浜支	荒 川 葉 子
静岡地 清水簡	飯 田 美 智
宇都宮地 宇都宮簡	池 田 佳 子
福岡家 大牟田支	石 橋 ナホ子
東京地	板 橋 隆 夫
大分家	市ヶ谷 洋 子
札幌家	井 上 嘉奈乃
京都家	今久保 智 子
東京家	岩 佐 実知子
広島家 広島地 広島簡	植 杉 理 香
長野家	臼 井 ちえ子
東京家	浦 辺 眞理子
岐阜家 御嶽支	圓 藤 貴美子
富山地 魚津支 富山家 魚津支 魚津簡	大 野 弘 憲

和歌山家 御坊支 和歌山地 御坊支 御坊簡	岡本恒男
東京家 立川支	小川和子
札幌家	奥山悦子
津地 四日市支 四日市簡	落合克己
盛岡地 一関支 一関簡 盛岡家 一関支 さいたま地 秩父支 秩父簡 さいたま家 秩父支	小山正 笠原三枝子
東京家	梶田孝子
東京家	加園多大
新潟家 三条支	片山和郎
新潟家 三条支	勝見慎一
松江家 出雲支	加藤悦子
鹿児島家 知覧支	上島貞子
長野地 佐久支 佐久簡	川島利夫
東京簡	北原雄二
大津地 彦根支 彦根簡 大津家 彦根支	桐山郁雄
宇都宮家 梶木支 宇都宮地 梶木支 梶木簡	熊倉充義
岐阜地 高山支 高山簡 岐阜家 高山支	黒木里美
東京簡	柴原康雄
福島家 福島地 福島簡	河野智子
大分家 杣築支 大分地 杣築支 杣築簡	河野房雄

津地 伊勢支 伊勢簡	齋木 誠
仙台地 気仙沼支 氣仙沼簡 仙台家 気仙沼支	櫻井智宏
釧路家 標津出 標津簡	笹田政彦
熊本地 山鹿支 山鹿簡 熊本家 山鹿支	猿渡一巳
神戸地 姫路支 姫路簡	塩住直彦
釧路地 北見支 北見簡 釧路家 北見支	柴田直樹
前橋地 前橋簡 前橋家	清水敏晶
盛岡地 二戸支 二戸簡 盛岡家 二戸支	下斗米光昭
東京簡	鈴木清明
岐阜地 大垣支 大垣簡	寸田一雄
東京簡	高木康彦
新潟家 三条支	高野義雄
横浜家	高橋亜津子
大口簡 鹿児島家 大口出	竹添律子
常陸太田簡 水戸家	立川政子
所沢簡	橘 浩
東京家	田中富美子
西宮簡	田村昌之
盛岡地 二戸支 二戸簡 盛岡家 二戸支	月花陽子
札幌家	土倉玲子

山形家 酒田支	土井 恒彦
神奈川簡	徳江 義典
東京簡	戸崎 透
東京簡	長尾 亮
名古屋家 岡崎支	中川 修一郎
鳥取家 米子支	中曾美砂
宮崎家 延岡支	永田 喜代子
青森家 弘前支	中田伸一
秋田家 横手支 秋田地 横手支 横手簡	中田芳宏
松山家 今治支 松山地 今治支 今治簡	長野 隆一
大阪家	永野倫子
岡山家 玉野出	長畠尚子
可部簡	西田佳和
福岡地 福岡簡	納富明
静岡家 掛川支 静岡地 掛川支 掛川簡	野末伸予
富山家 魚津支	野田育子
東京簡	濱涯廣子
名古屋地 名古屋簡 春日井簡	林秀樹
東京家	樋原育子
茨木簡	半岩宗晴

さいたま地 越谷支 越谷簡 さいたま家 越谷支	深澤修司
札幌家	福島泰子
山口家 岩国支	福田美雪
札幌家 小樽支 札幌地 小樽支 小樽簡	福原裕子
福岡地 小倉支 小倉簡	藤城孝雄
新居浜簡 松山家 西条支	藤田行雄
長崎家 大村支	藤本洋子
仙台地 気仙沼支 気仙沼簡 仙台家 気仙沼支	堀内恵子
青森家 弘前支	本間昭夫
岡山家 津山支	牧山峰子
神戸家 明石支	松田千尋
静岡家 掛川支	三浦康子
久喜簡	満木信吉
新居浜簡	宮崎善博
佐賀家 鹿島出	宮津康博
さいたま家 さいたま地 さいたま簡	武笠正男
岡山家 倉敷支	宗藤恵子
甲府簡	村松百年
津家	室木徹亮
佐賀地 唐津支 唐津簡 佐賀家 唐津支	諸泉嘉治朗

東京家	八代 浩代
大阪家	薮内 かおり
函館家	山口 幹夫
前橋家 沼田支 前橋地 沼田支 沼田簡	山口 美智子
奈良地 奈良簡 奈良家	山崎 靖子
長崎家	山田 浩文
東京簡	山之内 明美
金沢家	山本 邦子
熊本家 水俣出 水俣簡	山本 順子
西宮簡	山本 友子
東京簡	山本 昌彦
旭川家	吉川 裕二
福井地 福井簡	吉田 輝代美
青森家 五所川原支 青森地 五所川原支 五所川原簡	吉田 誠也
福島地 郡山支 郡山簡 福島家 郡山支	吉田 光子
鹿児島家 名瀬支 鹿児島地 名瀬支 名瀬簡	龍 謙一郎
長井簡 山形家 長井出	渡部 孝弘
名古屋地 名古屋簡	渡邊 芳博

ほか2名

所属は、表彰の年の7月15日時点の裁判所（退任している者については退任時点で所属していた裁判所）である。

(別紙)

令和6年度補導委託先において少年の補導に従事している者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

主な委託庁	氏名
福岡家庭裁判所	郷原和彥
名古屋家庭裁判所	百瀬覚由